

消防署長が指定した防火対象物の立入検査等を実施中

平成28年3月11日
児玉郡市広域消防本部中央消防署

平成27年児玉郡市管内において、大規模事業所の建物火災が発生しました。
児玉郡市広域消防本部では、管内事業所の立入検査を年間計画に基づいて実施していますが、今回、防火安全対策のさらなる徹底を図るため、下記のとおり現地調査等も併せて実施していますのでお知らせします。

記

1 検査項目

- 立入検査
消防法第4条の規定に基づく立入検査
- 消防隊による現地調査

2 対象事業所

次に掲げる消防用設備等が設置されている防火対象物

消防の用に供する設備	スプリンクラー設備（水道連結以外）、水噴霧消火設備 泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備
消火活動上必要な設備	排煙設備、連結散水設備、連結送水管設備
消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池等

3 実施内容

- 立入検査
消防用設備等の維持管理状況、避難階段、通路等の維持、防火管理等
- 消防隊による現地調査
 - 該当施設及び周辺建物の状況、周辺道路状況及び消防車両進入ルート等の確認
 - 周辺の消防水利の確認

4 実施期間

平成27年11月から実施しています。

5 その他

- 該当事業所には、立入検査を実施する旨の事前連絡を電話で行います。

消防の立入検査は、防火対象物の実態把握及び消防法令の適合状況を確認し、火災予防上適切な指導を行うことにより、出火防止及び万が一の出火に際して被害を最小限にとどめるために実施するものです。（消防法第4条）

各事業所におかれましては、貴重な財産・人命を守るために消防が実施する防火対象物への立入検査等の実施についてご理解・ご協力をお願いいたします。